

○ 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）</p> <p>第九十五条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。第三項において同じ。）が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 当該有価証券の売買その他の取引が金融商品取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（以下この号及び第百十一条第一項第二十六号において「投資信託受益証券」という。）の売買その他の取引（同法第二条第八項第七号に掲げる行為に係るものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 相手方金融機関が受領する信託報酬の額又はその計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該信託報酬を対価とする役割の内容並びに当該信託報酬を受領することにより当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨</p>	<p>（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）</p> <p>第九十五条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

ロ 投資信託受益証券の発行者と相手方金融機関との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 相手方金融機関において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行うこととしておるときは、その旨並びにそれにより当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

〔2・3 略〕

(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)

第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕二十五 略〕

二十六 顧客に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資信託受益証券に関する金融サービス仲介行為を行うこと。

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該金融サービス仲介行為に関して金融サービス仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額又はその計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、

〔2・3 同上〕

(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)

第百十一条 〔同上〕

〔一〕二十五 同上〕

〔号を加える。〕

当該割合を含むものに限る。)及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 投資信託受益証券の発行者又は相手方金融機関と金融サービス仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 金融サービス仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券に関する金融サービス仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

二十七 顧客に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の媒介を行う行為

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該行為に関して金融サービス仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額又はその計算方法(当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。)及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 当該投資一任契約の相手方金融機関又は当該行為を行う金融

「号を加える。」

<p>サービス仲介業者に当該行為の委託を行う者と当該行為を行う金融サービス仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該行為を行う金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由</p> <p>ハ 金融サービス仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資一任契約の締結の媒介を行った場合に特別の評価を行うこととして いるときは、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	